

資料

陝甘寧辺区参議会通過条例集（一）

宮坂宏訳

一、本稿は、陝甘寧辺区の条例を邦訳したものである。中華人民共和国成立前の、いわゆる解放区の法令については、先に晋察冀辺区の重要な諸条例を邦訳した、政治経済研究所編訳「中国解放地区重要法令集」（一九四八年九月・所内研究資料第一集）、土地改革につき諸解放区の法令を集めた、中国研究所編訳「中国解放地区土地改革関係資料集」（一九四九年三月・農林省農地部）があり、また波多野乾一編「中国共産党史・第七卷（一九三七年度）」にも若干のものが訳出されている。しかし、抗日戦争・第二次国共合作時代の重要な法令の内容を明らかにするものとしては、もつとも古い辺区である陝甘寧辺区に関する法令集はとくに重要な意義を有するものであろう。

一、本稿は、四回にわたる陝甘寧辺区参議会大会の文献を編集した、「陝甘寧辺区参議会文献叢書」（中国科学院歴史研究所第三所編集・一九五八年一〇月・科学出版社）に収録されている施政綱領、諸条例をテキストとした。

一、本稿は、参議会の会期に従い、かつテキストの配列によつて、記載の順序とした。従つて、項目別の編成をとらなかつた。

一、本稿のなかで用いられている括弧（）はテキスト原文にある註であり、括弧〔〕は訳者が説明のために挿入したものである。また括弧〔〕はテキストに用いられている原語を示したものである。

一、本稿に収録した「陝甘寧辺区婚姻条例」については、先に、仁井田陞博士の邦訳がある（「陝甘寧辺区婚姻条例」／法律時報／第三一卷第八号・一九五九年七月・八四四頁—八四八頁）。しかし、収録にあたつては訳者が別個に訳出を試み

た。本稿の訳を訳者の訳出によるものとして統一するとの意図によるもので、他意はない。

一、本稿には、条例として採録することにやや疑点もある、第一期参議会で採択された「十二件の重要な提案」も収録してあるが、これは、辺区の事情を説明するものでもあり、且つ諸条例制定の方向をある程度示すものであると考えられるので、収めた次第である。

一、本稿は二回に分けて掲載される予定である。本号には第一期参議会における「陝甘寧辺区各郷市政府組織条例」までを載せたが、これはもっぱら紙数の関係によるものである。

一、本稿には、辺区時代の法制について概説した解説を附ける予定であつたが、紙面の都合で割愛した。この時期の立法事情等については、別に論文を発表するつもりである。

目 次

第一 陝甘寧辺区第一期参議会通過条例	(一七)
陝甘寧辺区抗戦時期施政綱領	(一七二)
陝甘寧辺区第一期参議会を通過した十二件の重要な提案	(一七)
陝甘寧辺区組織条例	(一七八)
陝甘寧辺区選舉条例	(一八一)
陝甘寧辺区各級参議会組織条例	(一八三)
陝甘寧辺区土地条例	(一八五)
陝甘寧辺区高等法院組織条例	(一八七)
第二 陝甘寧辺区第二期参議会通過条例	
陝甘寧辺区施政綱領	
施政綱領採択の決議	(一九〇)
保障人權財權条例	(一九三)
陝甘寧辺区行政督察專員公署組織暫行条例	(一九五)
陝甘寧辺区原政府組織暫行条例	(一九七)
陝甘寧辺区名、县区公署組織暫行条例	(一九九)
陝甘寧辺区各鄉市政府組織条例	(一〇〇)

(以下次号)

陝甘寧辺区各級參議會組織条例

陝甘寧辺区各級參議會選舉条例

陝甘寧辺区壯丁および牛馬戰時動員条例

第三 陝甘寧辺区第一期參議會第二回大會通過条例

陝甘寧辺区各級參議會選舉条例

陝甘寧辺区地權条例

陝甘寧辺区土地小作条例

第四 陝甘寧辺区第三期參議會第一回大會通過条例

陝甘寧辺区憲法原則

陝甘寧辺区婚姻条例

陝甘寧辺区營業稅暫行条例

陝甘寧辺区第一期参議会通過条例

(中華民国二十八年八一九三九年一月)

陝甘寧辺区抗戦時期施政綱領

陝甘寧辺区は、国民政府と蔣〔介石〕委員長の指導の下で、団結の擁護、抗戦の堅持、および、日本の侵略者に対し最後には戦い勝つとの方針に基き、また三民主義と抗戦建国綱領の原則に基づき、陝甘寧辺区の環境と条件とを拠所として、とくに陝甘寧辺区抗戦時期施政綱領を制定し、辺区の一切の工作的準則とする。

一 民族主義

一、抗日民族統一戦線を強化し拡大することを堅持し、全辺区の人々と〔諸〕党派とを團結し、すべての人力・物力・財力・知力を動員して、辺区の防衛、西北の防衛、中国の防衛、および、すべての失地を回復するために戦う。

二、辺区の人民の自尊心と信念を高度に發揮させ、あらゆる悲觀と失望および妥協と投降の傾向に反対する。

三、漢奸除去の工作を励行し、辺区人民の警戒心を高め、漢奸〔民族の裏切者－訳者註〕・スペイ・土匪の活動を徹底的に撲滅することによって、抗日〔戦線〕の後方を固める。

四、蒙〔古〕・回〔教〕民族の政治・経済の面における漢民族との平等の権利を実現し、民族平等の原則に基づき、蒙〔古〕・回〔教〕民族と聯合して共同で抗日に当る。

五、蒙〔古〕・回〔教〕民族の信仰・宗教・文化・風俗・習慣を尊重し、またその文化の発展を援助する。

六、辺区の主權をそなわない原則の下で、中国の抗戦に同情するあらゆる国家の人民・工商業者・教民〔信者〕の、辺区の生産、經營と文化事業の各方面における活動を保護する。

二 民権主義

七、民主政治を發揚し、直接・普通・平等・無記名の選挙制度を採用し、民主集中制の政治機構を強化し、人民の自治能力を増強する。

八、人民の言論・出版・集会・結社・信仰・居住・移転と通信の自由を保障し、人民抗日団体と民衆武装の發展を援助し、人民の抗戦に対する積極性を高める。

九、抗日の地方武装力を充実し、人民の抗日自衛軍・抗日少年前衛隊を發展させ強化し、その政治・軍事・文化の面での教育と訓練をきびしくする。

十、政治工作と組織の力を配合することによつて、兵役と參戰への動員を行なう。

十一、苦難を克服する作風を發揚し、清廉な政治を励行し、汚職腐敗を肅清し、阿片〔吸飲〕と賭博を絶滅する。

十二、男女平等を実行し、婦人の政治上・経済上・社会上の地位を高め、自らの意志で婚姻制度を行い、売買婚姻と童養媳を禁止する。

十三、人民に便利な司法制度をうちたて、人民に對しどのように工

作人員の罪行でも検挙しあるいは告発する自由を保障する。

十四、工作的検査制度を設け、自己批判を盛んにすることによつて、工作的効果能率を増進する。

十五、授業料免除の児童教育を普及することによつて、民族精神と生活の知識を児童に教育し、中華民国の優秀な次代を養成する。

十六、民衆教育を發展させ、文盲をなくし、辺区の成年人民の民族意識と政治文化の水準を高める。

十七、幹部教育を行い、抗戦のための人材を養成する。

三 民生主義

十八、私人の財産の所有権を確定し、辺区人民が土地改革によつて得た利益を保護する。

十九、荒地を開墾し、水利施設を建設改修し、耕種を改良して、農業生産の増加をはかり、春の耕作・秋の収穫運動を組織する。

二十、手工業およびその他の開業可能な工業を發展させ、商人の投資を奨励し、工業生産を高める。

二十一、統一累進税を行ない、苛捐雜稅を廢除する。

二十二、商人の自由營業を保護し、辺区の商業を發展させる。

二十三、効果的な財源開発、支出節約の弁法を励行し、各機關、学校、部隊のなかで、生産運動と節約運動を提倡し、収入を増加し、支出を減少することによつて、戰時財政経済の困難を解決する。

二十四、八時間労働制を確定し、労働条件を改善して、労働者の利益を保護し、同時に労働意欲を高め、生産の能率を増加する。

二十五、抗日軍人と工作人員の家族を優待し、抗戦軍人に安心して作戦に従事し、工作人員に安心して活動するようにならせる。

二十六、高利貸を廢止し、政府が低利貸付を行ない、合作社の発展を奨励する。

二十七、児童を保育し、児童に対する虐待を禁止する。
二十八、老人病弱者・身寄のない寡婦を保護し、難民・災民を救濟して、流浪し居所をなくすることのないようにする。 (完)

陝甘寧辺区第一期参議会を通過した十二件の重要な提案

一 蔣委員長を擁護し、逆賊汪精衛を討伐する案

偉大で神聖かつ正義の民族抗日戦争の開始以来、全国の軍人民衆は、最高指導者蔣委員長の指揮の下に、勇敢に犠牲をはらい、苦難に堪えて奮闘して、日本侵入軍に重大な打撃を与え、彼等の速戦速決の迷夢を粉碎した。そして、我我の十八ヶ月の抗戦は、持久戦を頑張り抜き、最後の勝利を戦い取る基礎をかためた。抗戦が新段階に入つたこの時期に、一層團結を強めし、さらに奮闘して、抗戦の難闘を乗り切り、敵の進攻を阻止して、我我の反攻を準備することが、いまや全国の同胞・各党同志に要求されている。ところが親日派の領袖、逆賊汪精衛は、ついに良心を失つて理性をくわわし、清廉さを投げすて恥を忘れ、敵の首相近衛と与みし、彼に唱和し附隨し、党を裏切り國に叛いて、公然と漢奸の陣営に走つた。此の故に、逆賊汪精衛の国籍を抹消し、各地に命令して謀叛人を捕縛し、これを懲罰するのに正しい判定を行うこと、ならびに辺区各县・

区・郷に命令して討汪大会を召集し、金章人民衆に汪賊の叛党充國の罪悪をあますところなく明瞭にさせることを国民政府に要求するよう、参議会ならばに辺区政府に提案する。（全員一致で通過）

羅成徳、劉志南等三十二人

二 漢奸・土匪を根絶し、地方武装〔隊〕を拡大する案

理由。日本侵入軍が全中国に向つて氣運いじみて進撃しているときにつて、中国の抗戦の支柱の一である、民主的抗日根拠地としての陝甘寧辺区が、当然彼等の攻撃の一つの重要な目標となつてゐることは、年来の数多くの集団土匪および漢奸の事件が討滅撃破されてゐることにより、事実として充分に証明されている。それ故、漢奸・土匪の肅清をいかに強化して、抗日〔戦総〕の後方を鞏固にし、敵人の攻撃を迎撃するかは、實に当面の重要な任務である。

弁法。

甲、地方武装〔隊〕を強加拡大して土匪の肅清をはかる。
（一）自衛軍、少年前衛隊の軍事的政治的水準を高め、遠令の青年を動員して全員を自衛軍に加入する。
（二）現在の保安隊を拡大し、騎兵保安隊を作る。

（三）土匪肅清を徹底的に行うが、ただし人に誘われて誤つてわき途に入つたものに対しても、できるだけ力をつくして正道にもどらせる。
（四）人民を動員して土匪討滅に協力させ、清鄉戒嚴をきびしくし、かくされた銃を收集し、潜入している土匪を肅清する。

乙、漢奸除去の組織を強化拡大し、人民に対する除奸教育をため、迷信团体の活動に厳重に注意し、あわせて、これらのものを抗

日戰線のなかに参加させるように戦う。

丙、友区・友軍と連絡を取り、共同して辺区区域内に残つてゐる土匪・漢奸を絶滅させる。（通過） 馬文瑞等五人

三 統一抗戦への動員案

理由。この一年間の動員工作、例えば、毛の靴下・手袋・担架・運輸等は、すべてたいへんよい成績をおさめたが、しかし時たま動員系統が明確でなく、動員方法が悪かつたことによつて、民生に対してさまたげになつたことが無かつたとはいえない。これがために、一個の統一的動員方法をつくつて、民力を節用すべきである。

弁法。一、辺区政府は統一的な動員法を颁布し、各地で遵守するのに便利ならしめなければならない。二、一切の動員工作は、すべて政府の批准を経なければならない。三、大衆の家畜を動員し、損害をかけた場合は、事情を斟酌して全部あるいはその一部の賠償をしなければならない。人力を動員したときは、一定の生活費を給付すべきである。（通過） 李子厚等六人

四 国防経済建設を発展させる案

理由。持久抗戦は既に確定した国策であり、経済建設の發展は、実に抗戦のための供給を保証し、人民の生活を改善し、敵人の封鎖を粉碎し、民族工業の基礎をつくり、最後の勝利を戦い取る必要条件である。年来辺区政府はこれに対する工作の積極的な推進をはかり、全力をあげ、すでに莫大な成果をおさめている。今後さらに現在の基礎の上に繼續して發展させるべきである。

弁法。一、農業生産を大量に發展させ、二十八年度には六十万畝

「五尺平方を方歩とし、一四〇方歩を一畝という。日本の一畝の六倍強にあたる。」訳者註の荒地を開墾し、水利灌漑地一万畝をつくり、棉産を二倍に増加するべきであり、同時に肥料を多量に施すことに注意し、種子を改良し、労働力を調整する。今年度の食糧生産を二十七年度に較べて百分の二十増加することを保証する。二、農村の副業を発展させ、牧畜を提倡し、獸疫を防止し、品種を改良して二十八年には辺区の家畜を二倍に増加させる。植樹を大量に行い、各人一株を植えることを保証する。家庭の紡織業を奨励し、布地供給問題を解決し、同時に人民を動員して、養豚・養鶏・養蜂・製蠅等の副業に従事せしめ、人民の生活を改善する。三、工業を発展し、抗戦の必需品を供給し、人民の投資を奨励して紡織・鞣皮・石炭・製塩・製紙・搾油等の小規模の手工業の工場を開発する。政府は計画的に現在ある油田、製紙・石炭・紡織・鞣皮等の工場を充実拡大する。農具・樹脂・燈油の製造等の工場を開発し、三邊の塩礦、閻中の鉄礦を開発して、軍事の需要に供する。その資本は政府が国民政府の補助を請うべきであり、同時に国内・外の実業家に投資をよびかけてこれを弁ずる。四、商業および合作社運動を发展し、現存の消費合作社を充実し、各地区の生産合作社を設立し、投資条例を頒布して、各種の投資を奨励し、市場を建設し、貿易の便宜をはかり、交通事業を開発し、各地の物資の流通をはかる。五、上述の任務を完成するために、政府は人民の社会主義的競争をおこし、相当の奨励〔金〕をあたえて、生産の熱意を高める。(通過)

王子寅 惠慶祥等十四人

五 工作人員を生産運動に参加させる案
理由。抗戦第二段階の経済的困難を突破し、また敵の辺区に対する可能性のある封鎖に準備をし、工作人員の生活を改善するため、陝甘寧辺区政府に所属する各機関の工作人員は、全員が勤員され、生産運動に参加するべきであることを、我等は提議をする。この種の生産工作は、「通常の」工作や學習を妨害しない原則の下に進めるべきである。一般的の農民の、一人当たりの生産額は、四五名の食糧を供給するに足りるが、まして各機関の工作人員は、大多数が青年の活動力にあふれ、艱苦奮闘の伝統をもち、抗戦事業に献身する熱意をもち、労働の経験をもち、またその上に組織されている。それ故、生産運動を実行すれば、生活上の自給自足をたつすることは、必ずや完成するであろう。

弁法。一、生産運動は、農業・小手工業・商業・牧畜等の事業を包括するが、農業生産を中心とする。二、ただちに動員を行い、一切の準備工作を完成することによつて、時機を失しないようにするべきである。三、良好な組織工作なし、各工作者をすべて生産者となさしめ、各生産者にその全力量を發揮させるようにするべきである。四、広汎な・より浸透した政治的動員を行い、各工作人員の生産に対する熱意を喚起し激励すべきである。五、耕牛・種子・耕具・土地・組織等の問題は、別に政府が詳細に討論し、すべて自給自足を完成しつゝ超過することを目的とする。今年の秋の收穫期から明年の秋の收穫期にいたる一年の間で八ヶ月の食糧の自給、蔬菜は今年七月より自給、今年の冬衣〔料〕の自給を保証する。(全員)

一致で通過、辺区政府に送付し執行）

高克林、高寿久、権維

材、譚生彬、李景林等十二人

六 抗日民族統一戦線を鞏固にし、辺区各級政府と隣接友区の関係を調整し、団結をつよめ、困難を克服し、抗日民族自衛戦

争の最後の勝利を戦いとする案

理由。辺区政府のこの二年間の工作が成功して、辺区が抗日民族統一戦線の模範区域であることを充分に示した。辺区政府は全辺区各階層の人民を團結し、蔣委員長および国民政府の指示と国策とを忠実に執行してきた。〔辺区政府は〕武装・參戰・教育・經濟・抗日家族の優遇・鋤奸等の各方面の抗戦のための動員を進め、抗戦建國綱領に規定されている任務を実行し、辺区内外の友軍および辺区近隣の友区政府を援助してきた。これらのすべてのことは、辺区政府の存在が、持久抗戦を繼續し、当面の困難を克服し、かつ敵の進撃を阻止し、我等の反撃を準備して、最後の勝利を戦い取る主要な基礎の一つであることを証明している。

しかしながら辺区近隣には、辺区各級政府が誠実真摯な説得を行つているとはいっても、なお少數の頑迷分子がおり、個人の偏見を固執し、民族の大義をわきまえず、団結を破壊し、辺区を侵害している。この種の「頑迷分子の」行動は實に国策に違反し、日本侵入軍を利用する行為である。これらの現象を正しく糾明して、抗日民族統一戦線を鞏固にし、辺区と各隣区との関係とを調整することは、實に目前にさしあつた解決をはからなければならない問題であると、我等は考える。

弁法。一、最高領袖蔣委員長および国民政府に対し、陝甘寧辺区を正式に承認する法令を公布することを要請する。二、辺区政府は、しばしば、辺区に加えられるあらゆる危害と団結を破壊する事實を蔣委員長および国民政府に報告すべきであり、隣省政府に文書をもつて、注意し糾明する。三、辺区各級行政人員の統一戦線に関する教育を強化し、一切の紛争と摩擦の処理に有効ならしめる。

四、辺区行政人員の警戒心を高めることによつて、トロッキー一派・漢奸の分裂策を防圧し、かつ民族の大義を友方行政人員に説得し、これによつて固い団結と、互助互護の目的を達成する。五、互に「行政」地域を侵犯せず、行政に干渉することなく、剿匪・鋤奸に協力する。六、階級斗争の挑撥、辺区の武力侵害、辺区行政の破壊活動、人民を逮捕し、動員を阻害する等の行為を有効に制止するべきである。（全員一致で通過） 薛蘭斌、劉康溫等十三人

七 国防教育を發展し大衆文化を高めて抗戦の力を強化する案
理由。陝甘寧辺区教育厅の報告によれば、陝甘寧辺区政府の努力により、諸種の困難な条件の下に在つて、學費免除を普及した国防教育を行い、辺区人民をしだいに暗黒の状態から離脱させ、現代的な文化生活に入りはじめるようにさせた。そこで人民の政治文化の程度を更に高めることによつて、抗戦の力を増強するために、強力に辺区の教育を發展させることが今後の辺区政府工作の重要な一環となるものと我等は認める。

弁法。

一、小学校教育の拡大と改良進歩を繼續して行う。（一）一年間に一

○○○箇所になるよう小学「校」を増加するものとする。(二) 小

学教授法および管理法を改良進歩させ、全部の小学教材を編定し、機関および完全小学「校」を増設する。(三) 小学教師の資格を改め、

休暇期間を利用して、訓練を行う。

(二) 高級小学生を優待し、それによつて高級小学「校」を拡大する。

(三) 中等教育を拡大し改良進歩させる。(一) 辺区内の青年と知識分子を勧員して中学および師範に入れる。(二) 中学および師範の学生の中の三分の一を辺区の学生が占めるようにする。

(四) 技術科学学校を創設し、建設のための人材をそだてる。

(五) 社会教育を発展し、大大的に文盲を消滅し人民の文化水準を高める。(一) 識字組および夜学校を整理、充実、発展する。(二) 学校、機関および群衆団体はすべて一定数量の文盲を消滅させる責を負うものとする。(三) 社会教育指導員の人数を増加し、社会教育工作團を設立する。

(六) 区の段階には専従者をおいて教育の管理にあたらせなければならない。(一) 区教育科は専従者をおく責を負わなければならぬ。(二) 区教育科の責任者は、つねに小学「校」・識字組および夜学校の工作を巡視しなければならない。

(七) 各県の教育基金を整理拡充する。(一) 各県は極力旧有の学田と学款とを調査ならびに回収して、教育基金となすべきである。(二) 公地・廟產・公産あるいは公款を画定して教育基金に充用する。

(八) 各県教育基金は第四科で保管されるべきであるが、しかしその使用は第三科に帰すべきである。(通過) 刘秉溫 陳伯達、曹扶等九人

八 抗日軍人家族を優待する案
理由。抗日軍人家族を優待する意義は前線の戦士に安心して作戦をなさしめ、家庭の心配をなくすことにより、あらゆる青年を鼓舞激励して、光榮・偉大な民族戦争に献身せしめることにあり、年来の辺区政府のこれに対する工作は既に多くの好い成果をあげているが、今後さらにこの工作をさかんにするべきである。

弁法。一、義務耕田隊の組織を強化し、労働力の不足している抗属「抗日戦時中の抗日軍人やゲリラ隊の留守家族—訳者註」に全部が代耕の優待を享受できるように保証する。二、まだ土地の分配にあずからない抗属および外来の抗属を、政府が法を設けて安堵させる。三、極貧で生活の方法のない抗属を、明確な調査により、政府が救濟するべきである。四、自分で耕作する抗属、および熱心に耕作する代耕隊を賛揚し奨励する。(金員一致で通過) 霍維德 等十人

九 婦人の政治的経済的文化的地位を高める案

理由。全国の人口の半を占める婦人群衆を動員して抗戦の戦列に参加させることができなければ、最後の勝利は困難である。これのために、どのようにして廚房・閨房中から婦人を解放するか、婦人の政治的・経済的・文化的地位をたかめるかが、一つの重要な工作となる。辺区の婦人はすでに根源的に解放されているが、その工作能力と服務に対する熱意を強めるために、その政治的・経済的・文

化的地位を高めることが必要である。

弁法。(一) 婦人の参政を奨励する。各級参議会はその百分の二十五を婦人参議〔員〕で占められるべきであり、各機関は大量に婦人を引き入れる工作をするべきである。(二) 婦人訓練班を設立し、婦人に文化・政治・救護・衛生・生産等の知識を与え、同時に婦人幹部と専門知識をもつ人材を養成する。(三) 婦人幼児の保健施設をつくり、婦人に衛生知識を教育する。(四) 婦人の縫足、婦女売買、掠奪等の行為の禁止を命令し、一夫一妻制を保証し、一切の婦人を蔑視する制度を廃除する。(五) 女子学生および女子工作人員の手当を適当に増額し、産婦を優待して、婦人幹部の困難を解決する。(六) 児童を保育し、殴打罵倒し虐待することを禁止し、児童の防疫医療の設備を建設し、保育院の工作を強化して、医薬の〔調達〕困難を解決し、保母訓練班を開設する。(七) 抗戻婦人が紡織等の工場を開業する援助をし、婦人の生産への参加を推進する。(通過) 高敏珍、馮蘭英等六人

十 地方新聞の幹部を養成し辺区の新聞事業を発展し、新聞の發行網と読者網を全体に行きわたらせ、新聞の効能を高め、それによつて建国宣伝工作を拡大と強化する案
理由。辺区の客觀的な實際に存在するすぐれた条件と主觀的にみた需要とに照らすと、新聞宣伝工作は全く可能な程度と必要な程度に達していない。その基本的原因を考察するに、次のものに外ならない。(一) 一般の人は新聞宣伝の重要性に注意がいたらば、したがつてこの工作を援助し推進することを輕視していたこと、(二) 辺区

文化の後進性の故に地方新聞の幹部が少いこと、(三) 辺区の交通不便が原因となり、新聞の郵送を困難にしていること、である。それで辺区の新聞事業の發展には、各級機関、各界人民のこの工作に対する注意を促し、大量的新聞幹部の養成および新聞發行網を樹立することから着手すべきである。

弁法。(一) 新聞の短期訓練班を開設する。(二) 全辺区の通信網を樹立する。(三) 県を単位とする新聞紙を創刊する。(四) 政務彙刊の性質をもつ公報を発行する。(五) 各県政区等の機關に新聞發行を兼ねさせる。(通過) 周揚、雷經天等十一人

十一 辺区の衛生工作を創設し人民の健康を保障する案
理由。辺区の地域は広く人口が稀薄であり、気候は乾燥し、文化が遅れている。土地の分配が行われてより後、人民の生活はすでに非常に改良され、衛生事業もまたやや建設されてきたとはいえしかし、人員の缺乏、財力の不足によつて、なお需要をみたしていない。それ故に、衛生保健工作を至急にはじめるべきである。

弁法。(一) 護林植樹工作を大々的に展開し、それによつて水量を調節し気候を変化させる。(二) 人民の衛生知識を高め、清潔運動を行ひ、個人と公共の衛生に注意する。(三) 各県城および比較的大きい区鎮に、医薬室を設立し、防疫と治療に従事する。(四) 各県より適當な青年を選出し派遣して、衛生学校に入学させ、各地の衛生幹部として用いる。(五) 迷信を打破し、巫医〔巫術で病を治す医者ー訣者註〕を取締り、人民の健康を保証する。(通過) 崔曙光、羅成德等十八人

十二 抗戦建国に功績のある幹部を奨励する案

辺区の各級幹部は、中華民族の自由と解放のために、困難を畏れず、艱苦奮闘し、貫して優秀な伝統を保持し、抗戦動員工作に対して、積極的にこれを進めてきた。全力をあげて、抗戦が新しい段階に入ろうとしている時に際し、各級幹部の積極性、創造性を高め、それによつて困難を克服し、抗戦建国の事業を完成するため、我等は適當な奨励を与えることを提議する。（通過）喬鐘靈等八人

陝甘寧辺区組織条例

第一条 陝甘寧辺区政府は、陝甘寧辺区参議会の選舉する十三名の委員をもつて、辺区政府委員会を組織し、委任を与えるよう、国民政府に申請する。

陝甘寧辺区政府は主席一名、副主席一名をおき、陝甘寧辺区参議会が辺区政府委員のなかからこれを選舉する。

第二条 辺区政府に、次の各厅部處を設ける。

- 一、秘書處、
- 二、民政厅、
- 三、財政厅、
- 四、教育厅、
- 五、建設厅、
- 六、保安司令部、
- 七、保安處、

八、会計検査處。

辺区政府は、必要とするときは、専管の機関を増設することができる。

第三条 陝甘寧辺区政府は、国民政府の管轄および陝甘寧辺区参議会の監督をうける。

第四条 陝甘寧辺区政府は、全辺区の政務を綜理する。

第五条 陝甘寧辺区政府は、辺区行政について、命令を發布し、また辺区単行条例および規程を制定することができる。ただし、人民の負担を増加し、人民の自由を制限し、行政区画、および重要な行政施策を確定することは、陝甘寧辺区参議会の審議裁可あることは追認を得なければならない。

第六条 陝甘寧辺区政府は、所属各機關の命令もしくは処分が、法令に違反し、権限をのりこえ、あるいはその他不適当な事情があると認めたときは、これを停止し、あるいは取り消すことができる。

第七条 次の各項の事務は、辺区政府委員会の決議によつてこれを行なわなければならない。

- 一、国民政府委託案件の執行に関する事項、
- 二、選舉に関する事項、
- 三、辺区参議会の決議案件の執行に関する事項、
- 四、この条例第三条第四条の規定するところに関する事項、
- 五、予算決算に関する事項、
- 六、所属行政職員の任免に関する事項、

七、地方部隊の協議調整および所属軍督の地方治安維持の督促に
関する事項、

八、辺区行政の施策あるいは変更に關する事項、

九、公共財産の処分あるいは辺区公營事業の企画に關する事項、

十、その他辺区政府委員会が検討するべきであると認める事項、

第八条 陝甘寧辺区政府主席の職權は、以下のとおりである。

一、辺区政府委員会を招集し、會議開催の際はその主席となるこ
と、

二、辺区政府を代表し、辺区政府委員会の決議案件を執行するこ
と、

三、辺区政府を代表し、全辺区行政機關の職務の執行を監督する
こと、

四、辺区政府の日常および緊急の事務を処理すること。

第九条 辺区主席が公務の外出によりあるいは事故によつてその職
務を執行できないときは、副主席が主席の職務を代理する。

第十条 秘書處の管掌する事務は、以下のとおりである。

一、辺区政府委員会會議の通知および記録の管理。

二、文書の作成保存および受渡し、

三、辺区政府委員会の会計および雜務の管理、

四、統計の編制と報告、

五、辺区政府各厅・部・処の職員の囁任退任の登記、

六、公の印鑑の保管、

七、各厅・部・処に屬さない事務。

第十一條 民政庁の管掌する事務は、以下のとおりである。

一、県市行政職員の任免に關する意見の提出、

二、土地行政に關する事項、

三、警察行政に關する事項、

四、選舉に關する事項、

五、戸口の調査統計に關する事項、

六、衛生行政に關する事項、

七、災害の救助、罹災者の保護、保育およびその他の社会救済に
關する事項、

八、婚姻登記および礼俗、宗教に關する事項、

九、労資および小作上の争議に關する事項、

十、阿片の禁止毒薬の禁止に關する事項、

十一、人民団体の登録に關する事項。

第十二條 財政庁の管掌する事務は、以下のとおりである。

一、税務、公金および公債に關する事項、

二、予算決算の編製に關する事項、

三、金庫の收支に關する事項、

四、公共財産の管理に關する事項、

五、金融の監督調整および取締に關する事項、

六、その他の区辺財政に關する事項。

第十三條 教育庁の管掌する事務は、以下のとおりである。

一、各級学校の管理、

二、社会教育の管理、

三、図書教材の編集と審査の管理、

四、教育、文化および學術團体の指導に関する事項、

五、図書館、博物館、科学〔博物〕館および公共の体育・娯楽場の管理に関する事項、

六、その他の辺区の教育、文化に関する事項。

第十四条 建設庁の管掌する事務は、以下のとおりである。

一、農・林・牧畜・工業・商業・礦業の計画、管理・監督・保護・獎勵・獎励助成に関する事項、

二、合作農業の指導と獎勵助成に関する事項、

三、道路橋梁の建築に関する事項、

四、動植物の病虫害の防疫と駆除、益鳥益虫の保護に関する事項、

五、農・林・牧畜・工・商・礦業產物の陳列および検査に関する事項、

六、農・林・牧畜・工・商・礦業の各團体の指導に関する事項、

七、度量衡の検査監督に関する事項、

八、移民および新村建設に関する事項、

九、土地行政に属さない測量に関する事項、

十、その他の実業行政の事項。

第十五条 保安司令部の管掌する事項は、以下のとおりである。

一、地方の治安維持に関する事項、

二、辺区に対する協力援助・保衛に関する事項、

三、辺区人民の抗日武装團体の調査、整理・訓練に関する事項、

四、保安隊職員の任免に関する事項、

五、保安隊の統率・編制・訓練・賞罰・保護に関する事項、

六、保安隊の調達・派遣・分配に関する事項、

七、保安隊の軍需に関する事項、

八、保安隊の医務衛生に関する事項。

第十六条 保安處の管掌する事務は、以下のとおりである。

一、漢奸・スパイの搜查・捕縛・処罰に関する事項、

二、人民の漢奸驅除組織の指導に関する事項、

三、その他辺区の漢奸驅除工作に関する事項、

第十七条 会計検査處の管掌する事務は、以下のとおりである。

一、全辺区行政機關の預算決算の審査に関する事項、

二、全辺区行政機關の公有物の審査に関する事項、

三、全辺区の徵稅・食糧徵發およびその他の関連機關の收入支出帳簿の審査に関する事項、

四、金庫の收支の審査に関する事項、

五、公共財產の価格の評定と売買の審査に関する事項、

六、公營農業の收支の審査に関する事項、

七、政府補助の民官事業の收支の審査に関する事項、

八、汚職・不正行為および浪費事件の検挙に関する事項、

第十八条 秘書處には秘書長一名を置き、辺区政府主席の命をうけて、秘書處の事務を綜理する。

第十九条 各府には府長一名、保安司令部には保安司令一名、各處には處長一名をそれぞれ置き、各當該府、部、處の事務を綜理

する。各厅、部、処に、必要な場合は、副厅長、副司令、副処長をおき、各当該厅、部、処の事務を補佐させることができる。

第二十条 各厅、部、処は辺区政府委員会の決議の範囲内において、主管事務に関する命令を發布することができる。

第二十一条 各厅、処はおののおのの秘書一名ないし数名をおき、保安司令部には参謀長一名をおき、長官の命令をうけて所属の事務を弁理させる。

各厅、処は事務の簡繁を勘案し、科を分けて事務処理をし、毎科に科長一名、科員若干名をおき、長官の命をうけて、各科の事務を弁理させる。

各厅は必要のばあい、技正・技士・技佐および観察員を、適宜に事情を参考しておくことができる。その人員は各厅長の提案により辺区政府委員会がこれを決定する。

第二十二条 辺区政府巡回団の人員、および職権については別にこのを定める。

第二十三条 各厅、部、処の事務処理に関する細則は別にこれを定める。

第二十四条 この条例は、陝甘寧辺区参議会で審議可決した後、陝甘寧辺区政府からこれを公布施行する。

陝甘寧辺区選挙条例

第一章 総則

第一条 この条例は、国民政府建国大綱の民主的選挙の原則および

陝甘寧辺区の実際の状況に基づいてこれを制定する。

第二条 普通・直接・平等・無記名の投票による選挙制を採用し、辺区・県および郷三級の参議会の議員を選挙し、辺区・県および郷参議会を組織する。

第二章 選挙資格

第三条 およそ、辺区の区域内に居住する人民で、年令満十八歳〔以上〕のものは、階級・職業・男女・宗教・民族・財産および文化程度によって区別されることなく、選挙委員会に登録することによつて、均しく選挙権と被選挙権とを有する。

第四条 次の各項の一に該当するものは、選挙・被選挙に参与することができない。

- 一、売国行為を行い、政府が逮捕令を出してゐる罪のある者、
- 二、法院によつて有罪判決をうけ、公権を剥奪されて未だ恢復していゝない者、

三、精神病者。

第三章 参議員の選挙人數の比例

第五条 各級参議会選挙区域の住民人口と被選挙人の比率「による定数」は、次のように規定する。

- 一、郷参議会は、住民三十人ごとに議員一名を選挙するものとする、
- 二、県参議会は、住民七百人ごとに議員一名を選挙するものとす
- 三、辺区参議会は、住民五千人ごとに議員一名を選挙するものとす

する。

第六条 各級参議会の選挙は、当選人の数に準拠して、その五分の一の候補議員を選出することができる。候補議員の選出には、得票数の多いものの順にこれを充てる。

第七条 現役軍人・保安隊・警察・学校・工場および機関の選挙民は、居住区域の選挙に参加し、住民と同一の規定に従つ。

第八条 選挙区内に、少数民族が居住する場合は、第五条の規定の適用が除外され、その人数が各級参議会選挙の法定人数の五分の一に足りないものは、区域の選挙に参加する。法定人数の五分の一以上が居住するものは、单独にその民族住民の選挙を行い、正式議員一名を選出することができる。

第四章 改選

第九条 郷参議会議員は半年ごとに一回改選される。

第十条 県参議会議員は毎年一回改選される。

第十一条 辺区参議会議員は毎年一回改選される。

第十二条 辺区各級参議会がもし特殊な事情によつて、期日に従つて改選できないときは、辺区参議会はその延期を議決することができる。

第五章 選舉委員会

第十三条 各級参議会の選挙を行うのに便宜をはかるため、選挙委員会を設置し、その組織規定は別に定める。

第六章 選挙区域

第十四条 郷参議会議員の選挙区域は行政村を単位とし、もし数

村が聯合して同一の適當な場所で選挙を挙行する必要のあるときは、郷選挙委員会が独自にこれを決定することができる。

第十五条 県参議会議員の選挙区域は、行政区を単位として、これを変更することはできない。

第七章 候補「議員」および選挙運動

第十六条 辺区参議会の参議員選挙区域は、県を単位として、これを変更することはできない。

第十七条 候補議員を順次に補充しあわつても、なお法定議員の過半数に足りないと、別にこれの補充選挙を行うことができる。

第十八条 各抗日政党および各職業団体は、選挙候補人名簿を提出し、選挙運動を行うことができる。選挙の秩序を妨げない限り、選挙委員会はこれに干渉しあるいはこれを阻止することはできない。

第八章 経費

第十九条 各級参議会の選挙費用は、辺区政府がこれを支出する。

第九章 附則

第二十条 この条例の改正権および解釋権は、辺区参議会に属する。

第二十一条 この条例は、辺区参議会で審議可決した後、辺区政府からこれを公布施行する。

陝甘寧辺区各級参議会組織条例

第一章 総 則

第一条 この条例は、国民政府の発布した省参議会組織法の基本原則および陝甘寧辺区の実際の情況に基づいて、抗戦建国綱領を実現するために、地方自治を完成し、それによつて抗戦中の政治的・社会的基礎を強固にすることを目的として、これを制定する。

第二条 辺区各級参議会は、辺区の各級の民意を代表する機關である。

第二章 議 員

第三条 各級参議会の議員は、人民によつて直接選挙される。ただし同級政府が必要と認めたときは、辺区内の国事に従事するものおよび社会・経済・文化の各方面において名望のあるものを招聘して参議員とすることができる。その人員は参議員の総数の十分の一をこえてはならない。

第四条 各級参議会の議員の定数は、選挙条例によつてこれを規定する。

第五条 各級参議会の議員は現在のところ無給職とする。ただし事情を斟酌して手当をだすことができる。

第三章 組 織

第六条 辺区は辺区参議会、県参議会および郷参議会を設立する。

第七条 各級参議会は参議員のなかから議長一名、副議長一名を選

出し、会議全体の工作を主宰する。

第八条 各級参議会は、参議員から常務議員を選出し、参議会の休会中参議会内の一切の日常事務を処理する。その定数は次のとおりである。

- 一、辺区参議会 九人、
- 二、県参議会 五人、
- 三、郷参議会 三人。

議長および副議長は当然に常務議員となる。

第九条 各級参議会が開会されているときは、秘書處、議員資格審査委員会、および提案整理委員会を設けて、各分担して工作を行なう。その組織規定は別に定める。

第四章 職 権

第十条 辺区参議会の職権は、次のとおりである。

- 一、辺区政府主席、辺区政府委員、および辺区高等法院院長を選舉すること。
- 二、辺区各級政府の政務職員を監察しながらびに彈劾すること、
- 三、民政・財政・建設・教育および地方軍事の各項に関する計画を審議し可決すること、
- 四、辺区政府の提出する予算案を審議可決すること、
- 五、地方税の廃止、あるいは課徵を決定すること、
- 六、地方公債の発行を決定すること、
- 七、辺区の単行法規を議決すること、
- 八、辺区政府主席あるいは政府委員会および各庁長の提出する

審議事項を議決すること、
九、辺区人民および民衆団体が審議のため提出する事項を議決す
ること、

十、辺区各級政府が参議会決議案の各事項を執行することを督促
ならびに検査すること、

十一、辺区で創設しあるいは改革するべき重要事項を決定するこ
と。

第十一條 県参議会の職権は、次のとおりである。

一、県長、県政府委員および地方法院院長を選挙すること、
二、県政府および県以下の政務職員を監察しおよび彈劾するこ
と、

三、その県の人民の生活施設を決定すること、

四、その県の単行公約を議決すること、
五、県長または県政府委員会が審議のため提出する事項を議決す
ること、

六、その県の人民および民衆団体が審議のため提出する事項を議
決すること、

七、県政府が県参議会決議事項を執行することを督促ならびに檢
査すること、

八、その本県で創設しあるいは改革するべき重要事項を決定する
こと。

第十二条 郷参議会の職権は、次のとおりである。

一、郷長および郷政府委員を選挙すること、

四、参議会常務委員会の決定をへたとき。

第十五条 各郷参議会の会議規則は別に定める。

第十六条 各級参議会開会のとき、各級行政および司法〔機関〕の

長官は、いずれも列席することができ、かつ発言権をもつが、表決権をもたない。

第十七条 各参議会の決議案件は、同級の政府に執行のため公文で送付する。もし政府委員会が決議案件を不適当と認めたときは、すみやかに詳しい理由を付して、当該参議会に再審議のため回送しなければならない。

第十八条 もし下級参議会の議決した案件が不適当なときは、同級政府は上級政府あるいは上級参議会の指示を受けて、その執行を停止することができる。

第十九条 各級参議会の議員は議会における言論および決議について、〔議会の〕外に對し責任を負うことがない。

第六章 任期

第二十条 各級参議会議員の任期は、次に規定するとおりである。

- 一、辺区参議会議員の任期は一年とする。
- 二、県参議会議員の任期は一年とする。
- 三、郷参議会議員の任期は半年とする。

第二十一条 各級参議会議員が任期内に故障によつて職を去つたときは、候補議員より順次〔これを〕補う。

第七章 改選

第二十二条 各級参議会議員はその任期満了後に、選挙条例によつてこれを改選する。ただし再選され再任することができる。

第八章 附 則

第二十三条 この条例の改正および解釈の権限は辺区参議会に属す

る。

第二十四条 この条例は辺区参議会で審議可決をした後、辺区政府からこれを公布施行する。

陝甘寧辺区土地条例

第一章 総 則

第一条 この条例は、抗戦建国の需要に適応するために、国民政府の頒布した土地法の基本原則と、辺区の土地改革（註）の実情に基づいてこれを制定する。

（附註）ここで土地改革というのは、ソヴィエト時期「ソヴィエト建設・国共第一次内戦時代で、一九二七年八月の南昌蜂起から一九三七年九月の中華ソヴィエト共和国の解消までの

時期をいう。—訳者註）における、土地の平均分配の経験を指している。

第二条 この条例で土地とは、農地・林地・宅地・荒地・山地・沼沢地および一切の水陸の天然資源を包括したものをいう。

第二章 土地所有権

第三条 土地私有制を確定し、人民が分配によつて取得した土地は、これをその私人の所有とする。土地改革以前の旧い土地關係は、一律に廢棄する。

第四条 すべて土地改革後に分配により土地を得た人民は、必ず土地改革の時期の分地証を、あるいは民国二十六年（一九三七年）後の辺区政府の土地登記証を持参し、未だ没収と分配が行われて

いなし土地については、その場合は必ず慣例による不動産管理証を持参して、政府により登記を調べて明らかにされたものが、はじめて土地所有権を取得する。

第五条 土地所有権の証明に関しては、辺区政府の発行する土地所有権〔証〕の所持をもつて決定する。

第六条 すべて辺区の人民で土地所有権を取得したものは、その土地の完全な使用と支配の権限をもつ。

第七条 私有に属する土地およびその定着物（工業用に供される礦産は除かれる）は合法的な手続によつて、その所有権を他人に移転することができる（例えば売却等）。

第八条 すべて過去に没収の命令が出されて未だに分配されてない土地は、公地とされる。その支配権は辺区政府に属し、その地区の郷政府がこれを管理する。

第九条 家が辺区境界内にあつてしまふ土地を持たない退役抗日軍人は、県政府に対して公地の払下げを申請することができる。県政府の許可をうけ、辺区政府の登記の審査と裁可があつてのちに、その退役抗日軍人は払下げをうけた土地の所有権を取得する。

第十一条 次にあげる各種の土地は私人の所有とはならない。
一、運輸の可能な水路、
二、公共の使用に供される自然湖沼、
三、公共の交通道路、
四、礦產地、
五、塩地

六、公共の使用に供される自然水源、
七、その他公共の性質に属する土地。

第十二条 土地が次にあげる事情の一にあたるとときは、県政府に対して登記を申請しなければならない。

一、すべての未登記の土地、
二、土地の所有権の全部あるいは一部を他人に移転したもの、
三、土地に分裂合体による増減・坍沒あるいはその他の変更があつたもの、

四、土地を分割して独立した地画としたもの、
五、土地の全部あるいは一部をその他の土地と併せたもの。

第十三条 土地登記が手続に合致しなければ、政府は廃棄を宣告し、別に登記を行うことができる。

第十四条 土地登記に際し、かくしこまかす意図をもつて、不実を申立て、あるいは他人の土地を横領したものがあれば、政府は事情を斟酌してこれを処罰することができる。

第四章 土地の使用

第十五条 土地の使用は、土地私有制、および各種の合法的な契約の締結を尊重することとよりどころとする。

第十六条 およそ利用できる土地は、極力これを使用し、理由なく

その荒蕪するにまかせ廃棄すれば、土地所有者は相当の制裁を受けるものとする。

第十七条 土地を賃貸【出租】するときは、地主【業】小作【佃】

双方が必ず契約を締結し、地主【業戸】の利益を保証する外、小作人【佃戸】の土地使用の一定年限および小作料【租額】の高過ぎないことを保証しなければならない。

第十八条 次にあげる事情の一にあたるとときは、政府は人民の土地を徴収することができる。

- 一、交通道路が通らねばならないところ、
- 二、軍事上の必要のあるところ、

三、公共の建築。

第十九条 政府が人民の土地を徴収するときは、その人民の実際の事情を考慮して、他の土地と交換するか、あるいは土地の時価で買取るかしなければならない。

第五章 土地行政および裁判

第二十条 郷政府のなかに土地委員会を設立し、その郷の土地問題を処理する。

第二十一条 およそ土地の紛争によつて訴を起すときは、その裁判権は各級法院に属する。

第二十二条 およそ逃門絶戸により相続する人のいない土地は、郷政府土地委員会を通じて県政府に届出これを処理する。

第二十三条 土地の紛争が未だ解決をみない間は、その土地の管理権は耕作者にあり、もし賃料【租】の徴収を強行しあるいは耕作権は耕作者にあり、もし賃料【租】の徴収を強行しあるいは耕作

を阻止するものがあれば、事情を考慮してこれを処罰する。

第二十四条 よそ詐欺脅迫の手段を用いて他人の土地を横領するものは、調査をした上で、法に依つて制裁を加える。

第二十五条 およそ法によらず土地を登記しあるいはひそかに土地所有権を移転して、人に告発され調査の結果事実であれば、政府はこれを処罰する。

第六章 附 則

第二十六条 この条例の改正と解釈の権限は辺区参議会に属する。

第二十七条 この条例は、辺区参議会で審議可決した後、辺区政府からこれを公布施行する。

陝甘寧辺区高等法院組織条例

第一章 総 則

第一条 この条例は、国民政府の公佈した法院組織法に基づいてこれを制定する。

第二条 辺区高等法院は中央最高法院の管轄と、辺区参議会の監督、辺区政府の指導とを受ける。

第三条 辺区高等法院は、独立してその司法職権行使する。

第二章 組 織

第四条 高等法院に院長一名を置き、辺区参議会によつて選挙され、辺区政府はその任命を国民政府に申請する。

第五条 高等法院院長の職権は、次のとおりである。

- 一、辺区の司法行政事務の管理、

二、高等法院の一切の訴訟事件の進行の監督および指揮、

三、地方法院の事案の処理の審査、

四、贓物・罰金の没収および検査、

五、司法人員の違法〔行為〕の懲戒、

六、司法教育の事項、

七、犯人の処理の事項、

八、その他の司法に関する事務の管理。

第六条 高等法院の管轄する事件は、次のものである。

一、重要な刑事第一審訴訟事件、

二、地方法院の第一審判決を不服とする上訴事件、

三、地方法院の裁定を不服とする抗告事件、

四、非訟事件。

第七条 高等法院には、次の各部門を設置する。

- 一、検察院、
- 二、民事法庭、
- 三、刑事法庭、
- 四、書記室、
- 五、看守所、
- 六、総務科。

第八条 高等法院に秘書一名をおき、院長の命令を承けて、司法行政の技術的事務を処理する。

第九条 高等法院の司法職員は、院長の申請によつて辺区政府がこれを任命する。

第十条 高等法院は、巡回法庭を設立することができる。その組織および工作については別に定める。

第十二条 高等法院検察處に、検察長および検察員をおき、独立してその検察職権を行使する。

第十三条 檢察長の職権は、次のとおりである。

- 一、検察任務の執行、
- 二、検察員の工作の指揮ならびに監督、
- 三、検察員の一切の事務の処理、
- 四、検察事件の進行の督促、
- 五、事件を裁定にするかあるいは公訴にするかの決定。

第十四条 檢察員の職権は、次のとおりである。

- 一、事件の調査、
- 二、事件の裁定、
- 三、証拠の蒐集、
- 四、公訴の提起、公訴書の作成、
- 五、自訴の引受けと協力援助、
- 六、訴訟当事者あるいは公益代表者となること、
- 七、判決の執行の監督、
- 八、職務の執行に際し、もし必要とあれば、その土地の軍〔隊〕警〔察〕に援助を求めることができる。

第四章 法庭

第十五条 高等法院の民事法庭および刑事法庭は、各々庭長および判事【推事】をおき、独立してその審判職權を行使する。

第十六条 庭長の職權は、次のとおりである。

- 一、審判事務の執行、
- 二、本法庭の判事の工作の指揮ならびに監督、
- 三、審判事件の進行の分配ならびに督促、
- 四、公審事件の決定、
- 五、強制執行の決定、
- 六、審判の撤回あるいは判決。

第十七条 判事【推事】の職權は次のとおりである。

- 一、事件の審判に關する事項、
- 二、事件の調査に關する事項、
- 三、証人の訊問および証拠物件の検査に關する事項、
- 四、事件の申請に対する裁決に關する事項、
- 五、事件の判決および判決書の作成に關する事項。

第五章 書記室

第十八条 高等法院書記室に書記長および書記員をおき、法院院長の指導に従つてその職務を執行する。

第十九条 法院が審判を開庭しているときに職務を執行する書記員は、審判員の指揮に従う。

第二十条 檢察あるいは法庭において職務の執行に従事する書記員は、検察長あるいは庭長の指揮に従わなければならぬ。

第二十一条 書記室は書記長の指揮監督下にあつて、次の職務を執行する。

- 一、司法工作職員の任免の登記、
- 二、事件の受渡し、登記、分配と「記録の」保管、
- 三、文稿の作成と清書、
- 四、報告および統計の編制、
- 五、記録の管理、
- 六、公の印鑑の保管、
- 七、証拠物件の保管、
- 八、図書の管理。

第六章 看守所

第二十二条 高等法院看守所に所長および看守員をおき、法院院長の指導に従つてその職務を執行する。

第二十三条 高等法院看守所に武装警備隊をおく。

第二十四条 看守所は所長の指揮監督の下に次の職務を執行する。

- 一、犯人の拘禁、検査、点驗、および監視、
- 二、犯人の財物の登記および保管、
- 三、犯人の教育の計画および実施、
- 四、犯人の工作あるいは労働の組織および分配、
- 五、犯人の活動の考查、
- 六、犯人の出所入所の登記。

第二十五条 徒刑あるいは拘役に処せられた犯人を看守所に拘留するときは、監獄法の規定を準用する。

第二十六条 看守所の規則は、別にこれを定める。

第七章 総務科

第二十七条 高等法院総務科に科長および科員をおき、法院院長の指導に従い、その職務を執行する。

第二十八条 総務科は科長の指揮監督の下に次の職務を執行する。

- 一、会計事項、

- 二、庶務事務、

- 三、生産事項、

- 四、その他各部門に属しない事項。

第八章 附 則

第二十九条 この条例の改正の権限は辺区参議会に属し、解釈の権限は辺区政府に属する。

第三十条 この条例は辺区参議会で審議可決した後、辺区政府からこれを公布施行する。

陝甘寧辺区施政綱領
(中共辺区中央局提出、中共中央政治局批准)

(中華民国三十年八一九四一年十一月六日—十一月二十一日)

陝甘寧辺区第一期参議会通過条例

（中共辺区中央局提出、中共中央政治局批准）

辺区を更に一段と強固にし、抗日の政治経済文化の建設を発展することによつて、長期抗战を堅持し人民の福利を増進する目的を達成するために、中共陝甘寧辺区中央局は、とくに、第二期参議会の選挙が行われるに際し、孫中山先生の三民主義、総理遺嘱および中共中央の抗日民族統一戦線の原則に基づいて、わが辺区二百万人民に対しても次のような施政綱領を提出する。もし共産党員が当選して行政職員となつたときは、すなわちこの綱領に従つてこれをあくまでも実施しようとするものである。

- (一) 辺区内部の各社会階級、各抗日党派を団結し、一切の人力・物力・财力・知力を發揮して、辺区の防衛・西北の防衛・中国の防衛・日本帝国主義の駆逐のために戦う。
- (二) 辺区境外の友党友軍および全体の人民との團結を堅持し、投降、分裂、退却の行為に反対する。
- (三) 辺区武装部隊の戦闘力を高め、物資の供給を保障し、兵役制

度およびその他後方勤務の勤員制度を改善し、軍隊と人民との親密な團結を増進する。同時に抗日自衛軍の少先隊〔少年前衛隊〕の組織と訓練を強化し、その指導系統を健全にする。

(四) 抗日軍人家族の優待工作を強化し、優待抗日条例を徹底的に実施して、八路軍およびすべての友軍の辺区にいる家族に対し、つとめて、物資の供給と精神的な慰安とをうけ得られるようにする。

(五) 本党は、選挙にあたつて各党各派および一切の大衆団体と聯

盟をなし、また選挙候補者名簿中に共産党员はただ三分の一を占めることにして、各党各派および無党無派の人達の便をはかり、いずれも辺区の民意機關の活動と辺区行政の管理に参加できることを願つている。共産党员が一行政機關の主管職員に選ばれたときは、その機關の職員はその三分の二が党外の人達で充当任命されることを保証しなければならない。共産党员はこれらの党外の人達との民主合作を行ない、独断専行と仕事の請負いをしてはならない。

(六) すべての抗日人民（地主・資本家・農民・労働者等）の人権・政治的権利・財産権および言論・出版・集会・結社・信仰・居住・移転の自由権を保証する。司法系統および公安機關が法に従つてその職務を執行する外は、如何なる機関・部隊・団体も、如何なる人に対しても逮捕し審問あるいは処罰を加えることはできない。且つまた人民はどのような方式を用いるかを問わず、如何なる公務員の違法な行為も告発【控告】する権利をもつ。

(七) 司法制度を改良進歩させ、肉刑をあくまでも廃止し、証拏を重んじ自供を重視しない。漢奸分子に対するは、絶対にあくまでも

くい改めることを願わないものの外は、その過去の行為の如何を問わず、一律に寛大政策を実行し、感化して進歩分子に変化するように努力し、政治上と生活上の出発点を給えてやり、殺害・侮辱・強迫をもつて自白【自首】させ、あるいは、強迫して悔悟書を書かせることをしてはならない。一切の辺区を破壊しようとする陰謀分子に対しては、叛徒分子反共分子等の例により、その処置弁法もこれにならう。

(八) 清廉な政治を励行し、公務人員の不正行為を厳罰に処し、如何なる公務人員にも公事にかこつけて私腹を肥やす【假公濟私】行為を禁止する。共産党员は法を犯したものは重に従つて処罰をし、同時に給料によつて清廉な生活を行う【俸以養廉】との原則を実行し、すべての公務人員およびその家族に必要な物質的生活および充分な文化的生活を保障する。

(九) 農業生産を發展し、春の播種秋の収穫期に群衆を動員し、貧しい農民が耕牛・農具・肥料・種子等に難儀しているのを解決し、今年は六十万畝の荒地を開墾し、食糧の產出量を四十万担（一担は一〇〇斤一訳者註）増加して、外来の移民を奨励する。

(十) 土地の分配が既に行われた区域では土地を取得したすべての農民の土地私有制を保証する。土地の分配が未だ行われていない区域（例えば、綏徳・鄜県、慶陽）では地主の土地所有権および債権者の債権を保証する。しかし、小作農【佃農】の小作料【租額】および債務の利息を減額しなければならない。すなわち、小作農【佃農】は地主に對して一定の小作料【租額】を納入しなければな

らないし、債務者も債権者に一定の利息を納めなければならない。

政府は地主小作人【東佃】関係および債権債務関係の合理的な調整をはかる。

(4) 工業生産と商業流通を発展し、私人の企業を奨励し、私有財産を保証して、外地「からの」投資を歓迎し、自由貿易を実行し、独占的な統制に反対する。同時に人民の合作事業を発展し、手工業の発展を援助する。

(5) 労資関係を調節し、十時間労働制を実行し、労働紀律を高め、労働生産率を増加し、労働者の生活を適当に改善する。

(6) 合理的な税の徴収制度を実行し、住民のなかで極貧のものは税を免除されるほかは、ひとしく財産の「額」順序あるいは所得の多寡によつて、程度の異なる累進税制を実施し、大多数の人民に皆な抗日経費の負担ができるようにする。同時に財政機構を健全にして、金融關係を調整し、法定貨幣を維持し、辺区貨幣を強固にして、経済の発展と財政の充実とに有利にする。

(7) 文盲の撲滅政策の推進を繼續し、新文字教育を推し広め、正規の学制を健全なものにして、国民教育を普及し、小学教員の生活を改善し、成年に補習教育を実施する。幹部教育を強化し、大衆的な画報を普及し、自由研究を奨励して、知識分子を尊重し、科学知識と文芸の運動を提倡し、科学と芸術の人材を歓迎し、故郷を離れた学生と失業青年を保護し、在学中の学生に民主自治の権利を許し、公務人員の二時間學習制を実行する。

(8) 衛生行政を推し広め、医療設備を増進し、医務人材を歓迎す

ることによつて、人民の疾病を減らし軽くする目的を達成し、同時に、外來の災民難民の救濟を実行する。

(9) 男女平等の原則に依拠して、政治経済文化面から婦人の社会的地位を向上し、婦人の経済上の積極性を發揮して、女工、産婦、児童を保護し、自らの意志による一夫一妻の婚姻制をあくまで維持する。

(10) 民族平等の原則に依拠して、蒙【古】・回【教】民族と漢族とが政治経済文化の面に平等の権利を実現し、蒙【古】・回【教】民族の自治区を樹立し、蒙【古】・回【教】民族の宗教的信仰と風俗習慣を尊重する。

(11) 海外の華僑で辺区に来て学ぶことを希望するもの、抗日工作に参加するもの、实业を興すものを歓迎する。

(12) 社会の游民分子に耕がやす土地を給付し、職業の取得と、教育に参加する機会を与え、公務人員および各【産】業の人民のなかにある游民分子に対し差別待遇をする悪い習慣を矯正する。会・門組織に対して、団結と教育に努力する政策を実行する。

(13) 戰闘中に俘虜となつた敵軍および偽軍の兵士に対しては、その事情の如何を問わず、一律に寛大政策を実行する。抗戦に参加することを願うものは、これを収容しまた優遇する。【抗戦に参加】を願わないものはこれを釈放して、一律に殺害したり、侮辱を加え、自白【自首】を論要し、あるいは悔悟書を強迫して書かせてはならない。釈放されたのちに再び続けて俘虜となつたものがあつても、その俘虜となつた回数の多少を問はず、一律にこの処理の仕方

にならう。国内にもし八路軍新四軍およびいづれかの抗日部隊に対して攻撃を加えるものがあつても、その処置弁法はこの規定に従う。

(国) 中国の主権を尊重し政府法令を尊重する原則の下に、外国人は誰でも辺区を旅行し、抗日工作に参加し、あるいは辺区にあつて実業や文化と宗教活動を行うことを許される。もしまだ革命的な行動によつて外国政府から圧迫され辺区に来たものがあれば、宗主國の人民あるいは殖民地の人民であるとを問はず、辺区政府は一律に懇切な保護をあたえる。

中華民国三十年五月一日。

施政綱領採択の決議

賀連城等百八名と樊作材、習仲勲、白治民、辛蘭亭、李延祿等七十三名は六案件に分つて、大会が、中共西北中央局提出の五一施政綱領を全辺区人民の共同の施政綱領として、また政府が切実にこの案を実行するよう政府に附託することを、受容れるよう提案した。参議員全体が一致して採択した決議は次のとおりである。

「本会同人は中共中央西北局代表の高崗先生の報告を聴き、また詳細に中共陝甘寧辺区中央局の提出した施政綱領を研究したのち、当該綱領が辺区の需要に適合しているばかりでなく、中国の国情に完全に符合しているものであり、唯一の正確な辺区の施政方針であつて、また團結抗戦が中国を救う良策である、とのことを一致して認めた。その故をもつて、本会は当該施政綱領を全部受容

れて、政府の今後の施政綱領となし、また政府は全辺区の人民が切実にこれを執行することを監督し指導する責を負うものとする。」

保障人権財権条例

——民国三十年十一月十七日辺区第二期参議会通過、三十一年二月辺区政府公佈——

第一条 この条例は、辺区人民の人権と財産権を保障し、不法な侵害を受けないようにすることを目的とする。

第二条 辺区のすべての抗日人民は、民族・階級・党派・性別・職業と宗教との別なく、すべて言論・出版・集会・結社・居住・移転および思想信仰の自由を有し、また平等の民主的権利を享有する。

第三条 辺区のすべての抗日人民の、私有財産権および法に従つた使用と収益の自由権を保障する。(土地家屋債権およびすべての資財を包括する)

第四条 土地がすでに分配された区域にあつては、すべての土地を取得した農民の土地私有権を保証する。土地の分配が未だ行われていない区域にあつては、地主の土地所有権および債権者の債権を保証する。

第五条 地主小作人【租佃】および債権者債務者双方は、政府の法令を遵守して減租減息【小作料をひくくし利息を減らす—訳者註】交租交息【小作料を納め利息を支払う—訳者註】を実行しなければならない。すべての小作契約債務契約の締結は双方の自らの発意によらなければならぬ。

第六条 辺区人民の財産・住宅を、公益の理由による特別の法令の規定があるほかは、如何なる機関・部隊・団体も不法に徴収・差押・侵入あるいは搜査をすることはできない。

第七条 司法機関および公安機関が法に従つてその職務を執行する場合のほか、如何なる機関・部隊・団体も、如何なる人に対しても逮捕・審問・処罰をすることはできない、但し現行犯はこの例によらない。人民はその利益に損害を受けたときは、如何なる公務人員の非法行為も告訴【控告】する権利を有しその方式は問わない。

第八条 司法機関あるいは公安機関が犯人を逮捕するには、充分な証拠をもち、法に定められる手続に従つてなされなければならぬ。

第九条 司法あるいは公安職権をもたない機関・軍隊・団体あるいは個人が、現行犯を逮捕したときは、二十四時間以内に証拠とともに検察職権をもつ機関に送り、法に従つて処理しなければならない。犯人を引継いだ検察あるいは公安機関は、二十四時間以内に捜索取調べをしなければならない。

第十条 逮捕した犯人に、侮辱を加え、殴打および拷問を加えて供述を逼まわり、自白【自首】を強要してはならない。審判は証拠主義を採り、供述を重んじない。

第十一条 司法機関は、民刑事事件の審理にあたつて、召喚の日より起算して、三十日をこえない間に、必ず判決の宣告をしなければならない。当事者は訴訟の遅延による不利益を受けない。但し特殊な事情があり、即時審判をすることができないものは、この

限ではない。

第十二条 司法機関は、民事事件を受理して、召喚に応じないかあるいは判決を執行しないとき、および特殊な事情があるときでなければ、差押をすることはできない。

第十三条 戒厳時期を除く外は、現役についていない軍人の犯罪は、軍法審判で受理しない。軍人と人民との間に争訟が生じたときは、刑事事件については捜査審問の完結後に、軍人は軍法処に送致し、非軍人は司法機関に送り法に従つて裁判をし、民事訴訟については司法機関が弁理する。

第十四条 人民の訴訟については、司法機関はどのような費用も徴収することはできない。

第十五条 逮捕された犯人の財物は、判決を経なければ没収することはできない。またそのとり換えや任意の破壊をすることはできない。

第十六条 区郷政府は当該管区居住民の争訟事件に対して、双方当事者の同意を得て、これを調停【調解】することができる。調停【調解】に不服のときは、当事者は自由に司法機関に対して訴をおこすことができる。これを阻げたりあるいは越権により如何なる処分もなすことはできない。

第十七条 区級以下の政府は違警【警察処罰令違反】以外のどのような事件についても、ただ捜査および調停【調解】を行うことができるのみで、審問・拘留と処決権は全く無い。

第十八条 辺区人民は審判機関の判決に不服な事件を、法に従つて

審級に準じて上訴することができる。

第十九条 各級審判機関が死刑の判決を行つた事件で、上訴期間がすでにすぎて、なお上訴を行わないものは、辺区政府に報告し審査批准をうけなければならない。そのあとではじめて執行することができる。ただし戦争あるいは緊急な事情があるときはこの限りではない。

第二十条 辺区人民で曾つて辺区に反対し辺区の区域外に逃亡したものが、自らの意志で辺区法令を遵守し辺区に返つてきたものは、一律に過去の行為を究明せず、また法律の保護を受ける。

第二十一条 この条例の解釈の権限は、辺区政府に属する。

第二十二条 この条例は、陝甘寧辺区参議会で審議可決した後、辺区政府からこれを公布施行する。

陝甘寧辺区行政督察專員公署組織暫行条例

(民国三十一年十一月辺区第二期参議会通過、三十一年一月五日公布)

第一条 民主政治を発揚し、行政能率を高めるために、辺区政府は、二個以上の県に所属する地区を画定して一行政区となし、

行政督察専員公署を設置し、当該分区各県の行政事務を監査および指導することができる。

第二条 分区行政督察専員公署(以下専員公署と略す)の設置と専員の任命は、辺区政府委員会の議決を経て、辺区政府が命令をもつてこれを行ふ。

第三条 専員公署に専員一名をおき、辺区政府および各・府・部・院・處の命を承けて、次の事務を弁理する。

一、隨時所属の各県地方行政企画と創設した分区内の各県の振興、改革をする事項の考察と監督指導、

二、分区の地方治安、部署分区の抗戦工作の強化、

三、所属各県経費の收支の事情の監査、

四、分区行政會議の召集、

五、所属各級公務職員の考査に関する事項、

六、所属各県の紛争および閥連事項の処理に関する事項、

七、辺区現行法令の執行推進。

第四条 専員公署に必要な場合は副専員一名をおき、専員が前条に規定した事項を弁理するのを補助させることができる。

第五条 分区行政専員および副専員は辺区政府により任命派遣され、あるいはその分区に駐在する軍事長官に兼任させ、あるいはその分区の県長中一名が兼任を指名される。

第六条 専員公署に秘書室・民政處・財政處・教育處・建設處・糧食處・保安科を設置し、正副専員の命をうける。〔処・科は〕各項の工作を分担して執掌する。

一、秘書室に主任秘書一名・秘書・文書・庶務・〔文書〕受渡し各一名、および幹事若干名をおき、主任秘書の意をうけて、各項の事務を分担して処理する。

二、民政處・財政處・教育處・建設處・糧食處に各々處長一名、保安科長一名、幹事若干名をおき、處長、科長の命をうけて分

担任して各項の事務を処理する。

第七条 専員公署と中心となる県政府が一箇所にあるときは、専員は県長を兼ねることができる。専員公署と県政府とは署を同じにして公事を弁する。ただし職権と文件は明確に画分しなければならず、混淆してはならない。

第八条 合署弁公の県政府は一・二・三・四・五科を、改めてそれぞれ民政処・財政処・教育処・建設処・糧食処となし、本県事務を弁理すべき外、また正副専員の命をうけて、公署の各該当管轄事項を弁理する。

第九条 合署弁公の民選県長と任命された専員とが同一人でないときは、専員は別に秘書一名、署員三名をおくことができ、その他はなお前条の場合のように弁理する。

第十条 地方の治安維持と正規軍の抗戦に協力するために、専員はその区内の保安隊および地方自衛軍を指揮する権限をもち、必要なときは正規軍に援助を求めることができる。

第十一条 専員は分区行政會議を召集開会し、当該分区の保安司令、県議長、および駐屯軍代表、民衆団体の代表の参加を求めることができる。

第十二条 前条の会議の決議案は、辺区政府に報告され審議と承認をうけて施行されるものとする。

第十三条 専員は自から順順に各県を巡視しなければならない。巡視の結果は工作月報に記載し、辺区政府および主管機関に具申してその参考にされる。

前項の巡視は、専員が多忙なときは、副専員あるいは主任秘書が代つて巡回に出ることができる。

第十四条 専員が巡回に出ているときの職務は、副専員が代理し、副専員のないときは、公署の主任秘書が代理をする。専員または副専員が巡回しているときは、その兼任県長の職権は、県秘

書あるいは科長が代理する。

第十五条 専員が所属各県の命令または処分に対してもし違法または不当と認めたときは、これを撤回しあるいは正すことができた。ただし、辺区政府に具申し審査の参考にされなければならない。

第十六条 専員公署の経費は、半年ごとに預算決算を作成し、財政庁に具申し支出される。その兼任する県政府の経費は、公署の経費の内に加えて、合併して支出額を計算することができる。

第十七条 専員公署の公の印鑑は、辺区政府が制定発給する。

第十八条 辺区政府および各厅・部・院・処は、分区各県との相互間の文書の送達には、当該管専署を経過して転達するのを原則とする。たまたま緊急な事情があるときは、直接に文書を送達することができる。

第十九条 辺区政府が巡視員を選任して、各県を巡視することは、本条例の制限をうけない。

第二十条 この条例は辺区政府の公布の日から施行される。もし実情にそなれば、辺区政府が調査の上での修正を許可する。

第二十一条 この条例は辺区参議会で審議可決された後、辺区政府

からこれを公布する。

陝甘寧辺区県政府組織暫行条例

第一条 この条例は、新民主主義政治を建設し、県政機構を健全にして、区郷行政指導を強化するために、国民政府県組織法に基づき、また辺区の事情に適応させて、これを制定する。

第二条 辺区各県政府は県参議会によつて選舉された県長一名(必要のあるときは副県長一名を加えて選ぶ)委員六名ないし十名をもつて県政府委員会を組織し、辺区政府に報告してその委任を求める。

第三条 県長、県政府委員の任期は二年とし、引続き選ばれれば重任することができる。任期の満了前に他に転任あるいはその職務を誤つたものがあれば、県参議会が改めてこれを選舉する。県参議会の休会期間中は、辺区政府によつて代理人が委任される。

第四条 県政府は、辺区政府の指導と県参議会の監督を受けて、全県の行政事項を総理し、分区各県は各専員公署の指導を受ける。

第五条 県政府は県長の指導の下に、秘書室、一・二・三・四・五保安の六科、会計検査員および保安大隊部をおき、地方法院がまだ成立していない県には、司法處において、各項の行政司法工作を分担管轄する。

まだ五科を設けていない県は、その職務を二科によつて兼任する。

地方法院を設置している県は、その法院組織条例を別に制訂する。

る。

第六条 各県政府は、辺区政府の法規に抵触しない限りで、単行法規を頒行することができる。ただし辺区政府に申請して審議と承認を得なければならない。

第七条 次の各事項は、各县政府委員会の決議を経てこれを行なわなければならぬ。

一、県政各部門の工作計画、

二、辺区政府および主管機關が命令した各事項、

三、県参議会の決議した事項、

四、県の財政收支および県政経費の予算決算等の事項、

五、所属公務人員の任免についての事項、

六、県の単行法規の決定についての事項、

七、金庫で創設しあるいは改革するべき重要事項、

八、その他県政府委員会が討論を必要と認めた事項。

第八条 県政府委員会は二週間ごとに一回開会する。必要があるときは臨時会議を開くことができる。県政府委員会の全般開催のときは、県長が主席となる。

第九条 決議を執行し、工作を督促し検査するため、県長は毎週少くとも各科長・処長会議を一回召集しなければならない。

第十一条 県長が巡視に出かけあるいは休暇を願出たときは、科長(あるいは副県長)が職務を代理し、同時に辺区政府に報告しなければならない。

第十一條 県政府各科室会〔議〕の職権は、次のとおりである。

一、秘書室は、文書・印信・檔案の作成・会計・庶務・〔文書〕受渡しおよび各科に属さない事項を掌理する、

二、第一科は、選挙・抗戦動員・幹部管理・土地行政・労資・租

田〔小作地〕・衛生行政・児童保育・戸籍区画・優抗救済〔抗日家族を優待し救済する—訳者註〕迷信の打破・陋習の改革およびその他の民政事項を掌理する、

三、第二科は、財政收支・地方税徵収・公共財産およびその他の事項を掌理する、

四、第三科は、教育行政・学校教育・社会教育・公民館〔民教館〕・図書館・公園・古蹟・県誌の編纂およびその他の文化建設事項を掌理する、

五、第四科は、農業牧畜・工礦業・水利・森林・道路・合作社・生産運動・社会経済調査およびその他の経済建設事項を掌理する、

六、第五科は、食糧の收支・倉庫管理・民間給与〔民食〕の調節等の事項を掌理する、

七、会計検査員は専ら、県区の徵糧および金庫收支・公共財産の収入、および県経費の予算決算等の事項の審査を司どる、

八、保安科は鉤奸緝匪〔匪賊の逮捕〕・站〔工作を推進するために設けられた小単位の組織—訳者註〕の検査・監視のための巡邏、公共の安寧秩序の維持等の警務事項を掌理する、

九、保安大隊部は、県長の指導と保安司令部の指揮を受けて、地方の治安維持および自衛軍・少先隊〔少年前衛隊〕の編成設置

と指導を掌理する、

十、司法処は、各種の民事刑事事件を掌理し、県長の指導の下で審判を行う。

第十二条 県政府は、辺区政府および主管機関の命令および工作の必要とに依つて、各種の性質の委員会を設立することができる。第十三条 県政府は、秘書・各科科長・会計検査員・司法処長の各一名をおき、必要とするときは秘書補佐および副科長をおくことができる。「この場合」各主管機関に、辺区政府に対してその任免を求めるなどを報告し、あるいは各主管機関が辺区政府にその任免を求めなければならない。

第十四条 県政府秘書室には文書の受渡係一名ないし三名、各科には科員一名ないし五名、司法処には審判員兼検査〔察〕員一名、書記員一名あるいは二名、看守所長一名をおき、いずれも県政府の決定により、民〔政〕庁および主管の庁・部・院・処に報告し登録する。

第十五条 県政府は区・郷長の合同会議を召集し、全県にわたる行政事項を討論することができる。

第十六条 県政府の各種委員会は、その任務およびその性格から必要とするときは、当地の党・軍および民衆団体の代表者、紳士を招聘しこれに参加を求めることができる。

第十七条 県政府は、毎月一回辺区政府および各庁處に対して報告をおこなう。

第十八条 県政府は、半年ごとに一回財政庁に対して行政経費の出

費および財政收支の報告を提出しなければならない。

第十九条 県政府の公の印鑑は、辺区政府が制定し発給する。

第二十条 県政府の各項事務取扱細則は別に定める。

第二十一条 この条例は県と同格の市にも適用される。

第二十二条 この条例は辺区参議会で審議可決した後、辺区政府がこれを公布施行する。

陝甘寧辺区各県区公署組織暫行条例

第一条 この条例は、県政機構を強化するためにこれを制定する。

第二条 各県は県内の形勢および必要性によつて、若干の区に区画することができる。その際各区は区内の中央あいは交通が便利な地点を定めて区公署の所在地としなければならない。

第三条 各区の所轄面積は多くとも方百里をこえではないし、また管轄する郷は三郷から五郷とする。

第四条 区公署の名称には数字あるいは方位を示す文字を冠するものとし、県政府が民政厅に銘記〔官印〕の交付を願い出るものとする。

第五条 区公署に区長一名をおき、県長、一・二・三・四・五・保安等の科および司法処、保安大隊の長の命令をうけて、次の事項を処理する。

一、上級の指示・命令・法令の伝達および政治事情の回答等に関する事項、
二、所轄各郷の民政・財政・経済建設・文化教育の計画、監督・

指導、および事情の変化に応じた臨機の処置に関する事項、

三、自衛軍の組織と訓練、全区の漢奸の掃討、保安に關する事項、

第六条 区公署は区補助員三名ないし五名をおき、区長の命をうけて当該区の行政および教育・保安・経済建設等の事務を分担して処理させることができる。

第七条 区長の任用は県長が銓衡して、県政府委員会を通過した後、民政厅にその審議承認と任命を願い出るものとする。

第八条 区補助員は県長が任命し、民政厅に登録を願い出るものとする。

第九条 区に自衛軍管長一名をおき、県長と保安大隊長が銓衡して、県政府委員会を通過した後、辺区保安司令にその審議承認と任命を願い出るものとする。ただし自衛軍管長は県保安大隊長の指揮と、区長の指導を受けなければならない。

第十条 区長は全区の政務を綜理するほかに、各郷市の行政工作を常に巡視しなければならない。巡視に出るときは、その職務を区長が一補助員を指名して代理させる。

第十一条 区補助員は常に分担工作し、常に各郷にそれぞれ分れて赴き、各郷市の工作を援助する。

第十二条 区公署は区務会議を組織し、本区および各郷市の工作を討論しなければならない。

第十三条 区務会議は区長、区補助員および自衛軍管長によつてこれまでを組織し、その人数は三名ないし五名とすることができます。区

長は当然主席となり、必要なあるときは各民衆団体の責任者の参加を求めることができる。

〔註〕 テキストには政務會議とあるが、条文の規定内容からみて区務會議の誤りかと考えられる。ここでは区務會議と読みかえておいた。

第十四条 区務會議は半月に一回召集し、必要のあるときは臨時に召集することができる。

第十五条 区公署は、必要と認めるときは、当該区郷市長の合同会議を召集し、全区の工作の進行について討論することができる。また会議の性質によつて、各郷市委員会の主任および民衆団体の代表を召集し参加させることができる。

第十六条 区公署は自らの平常の工作を樹立し、同時に月ごとに県政府に対して工作の報告をしなければならない。

第十七条 区公署の事務処理細則は別にこれを定める。

第十八条 この条例は辺区参議会で審議可決した後、辺区政府がこれを公布施行する。

陝甘寧辺区各郷市市政府組織条例

第一条 この条例は、辺区郷市（郷と同格あるいは区と同格の市、以下同じ）の機構を健全にし、民主政治の基礎を安定させるためにこれを制定する。

第二条 郡市政府の区域の規定は、次のとおりである。

一、甲等の郷は四方十里をこえず、人口は多くとも一千五百人を

こえることができない。

二、乙等の郷は四方二十里をこえず、人口は多くとも一千人をこえることができない、
三、丙等の郷は四方三十里をこえず、人口は一千人をこえること
ができる。

第三条 郡市政府は、当該郡市の中央部の地点を選択してこれを設立する。

第四条 郡市参議会は郷市政権の最高機関であり、郷市参議会の休会のときは、郡市政府委員会が郷市政権の最高機関となる。郷市長、郡市政府委員は郷市参議会がこれを選舉する。

第五条 郡市参議会は一年に一回改選し、郷市長および政府委員も同時に改選する、ただし引き続き選ばれれば重任することができる。（郷市長は当選後县政府に願い出て委任を求めなければならない）

第六条 改選の期限にいたらない間に、郷市長および政府各委員が違法行為をなし職務を誤つたときは、郷市参議会はいつでもそのものを罷免することができ、あるいは县政府はそのものを免職し、当該郷市参議会に改選を行わしめることができる。

第七条 郡市政府の公の印鑑は、县政府が統一して制定交付する。

第八条 郡市参議会の開会にあたり、郷市長が議案・工作の報告を準備しなければならない。郡市政府委員会は半月ごとに一回開会されなければならない。

第九条 郡市政府では、郷市長一名、文書〔係〕一名が生産を離れ

るほかは、その他のはすべて生産を離れない。ただし参議会の開会、政府委員会の開会の際の食事の費用は、法を設けてこれを調達することができるが、しかし、参議会で審議可決され、同時に上級政府に報告し審査の参考とされなければならない。

郷市政府の文書「係」は、その土地の小学校教員中よりこれを選任し、別にこれを「県政府が」任命することはない。

第十一条 郷市政府の管轄下に行政村（あるいは南閥、北閥……）を設け、行政村の下に自然村（あるいは坊・甲）を設けて、行政村（あるいは南閥、北閥……）に村主任一名をおき、自然村（あるいは坊・甲）に村長（あるいは坊長、甲長）一名をおく。いずれも選民大会によつてこれを選舉する。

第十二条 行政村（あるいは南閥、北閥……）の主任、自然村（あるいは坊・甲）の村長（あるいは坊長、甲長）は半年ごとに一回改選される。

第十三条 郷市政府は、工作の必要のために、次の各委員会を設ける。

- 一、優待救済委員会、
- 二、文化促進委員会、
- 三、経済建設委員会、
- 四、漢奸除去委員会、
- 五、衛生保育委員会、
- 六、人民仲裁委員会。

第十四条 各委員会は、三名ないし五名でこれを組織し、委員と主任委員は、みな郷市政府がこれを聘任する。

第十五条 郷市政府の各委員会、および自衛軍・少先隊「少年前衛隊」・児童団等の組織条例は別に制定する。

第十六条 郷市政府の工作細則は、別にこれを定める。
第十七条 この条例は辺区参議会で審議可決した後に、辺区政府がこれを公布施行する。

員会を設けることができる。